

## 支援について

[HOME](#) > [支援について](#) > ICT関連産業立地事業費補助金

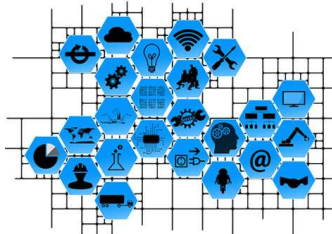
# ICT関連産業立地事業費補助金

令和元年7月スタート

## ICT関連産業立地事業費補助金

ICT企業誘致のため、新たに県内にICT関連事業所を開設する企業を対象とした助成制度を創設

賃借料・通信料・人件費  
を3年間補助



### 補助対象の条件

✓ 1. 県内に新たに設置した事業所においてICT活用サービス業等を行う企業



ソフトウェア業



情報処理・情報提供  
サービス業



インターネット  
付随サービス業

※その他、知事が特に認める業

✓ 2. 高度な知識及び技術を有するICT技術者を配置すること



高度情報処理技術者試験合格者



高度な技術を有する者

✓ 3. 県内で継続的に3年以上事業を行う計画を有すること

#### 対象経費（補助率・上限額）

	通常	加算特例※	詳細
賃借料	1/2 (年300万円)	2/3 (年400万円)	事業所の建物の賃借料
通信料	1/2 (年60万円)	-	インターネット利用料
人件費	200万円/年	-	高度ICT技術者の賃金又は報酬 (いずれも諸手当を含む)
改修費 (1回限り)	1/2 (年150万円)	2/3 (年200万円)	事務所の建物を賃借する場合に必要な建物の改修に要する経費 (100万円以上の場合に限る)

※上記補助対象の条件1～3に追加して、「ICT交流拠点」を整備した場合に加算特例を適用する。

[【要綱】ICT関連産業立地事業費補助金 \(pdf : 288KB\)](#) >

[【要領】ICT関連産業立地事業費補助金 \(pdf : 167KB\)](#) >

[2020年10月補助実績 \(pdf : 167KB\)](#) >